

千葉市消費生活審議会 平成26年度第1回消費者教育推進部会議事録

- 1 日 時 平成26年12月12日（金） 午後2時～3時30分
- 2 場 所 消費生活センター 3階 研修講義室
- 3 出席者 《委員》
飯森幸弘委員、石戸光委員、久保桂子委員、大槻勝三委員、
余語一晃委員、長谷川公彦委員、海寶孝夫委員、庄司佳子委員
(欠席者：杉本希委員、栗原憲二委員)
《事務局》
椎名消費生活センター所長、大八木所長補佐、
田中消費者教育班主査、宮内主任主事
- 4 議 題
 - (1) 消費者教育の推進について
 - ①消費者施策の現況について
 - ②消費者教育推進計画の骨子及びスケジュール
- 5 議事の概要
 - (1) 消費者教育の推進について
消費者施策の現況及び消費者教育推進計画の骨子等について、事務局から説明があり、部会の承認を受けた。
- 6 公開状況
 - ・会議は公開。(傍聴人：0人)
- 7 審議会の成立について
 - ・委員10人のうち半数以上である8人が出席し、審議会は成立。
(長谷川公彦委員については、途中より参加。)

事務局あいさつ

(消費生活センター所長)

本日は、年末の大変お忙しく、寒い中、平成26年度第1回消費者教育推進部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろから本市消費者行政に多大なるご支援、ご協力を賜りありがとうございます。

本部会は、7月2日の市長からの消費者教育の推進についての諮問に基づき設置された部会でごいまして、本市における消費者教育を総合的かつ一体的に推進するための、「消費者教育推進計画」策定について、ご審議をいただくものでございます。

消費者教育については、消費生活センターにおいては、従前から、イベントでの啓発活

動や講座の開催、学校における消費者教育推進のための教育担当部局との会議開催の他、庁内各課において、消費者教育に関して様々な施策を実施しています。

この後担当から、本市の消費者教育推進計画の骨子についてご説明いたしますが、今回策定する計画をもって本市の消費者教育をより推進し、地域・職域・学校等様々な場で「自ら考え自ら行動する」自立した消費者を育成していきたいと考えております。

本日は、委員の皆様におきましては、それぞれの立場や専門的な見地から、忌憚のないご意見をいただき、議論を深めていただくことをお願い申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。

議題（１）消費者教育の推進について

（部会長）

最初に事務局から、「消費者施策の現況について」説明をお願いします。

（事務局）

それでは、参考3をご覧ください。

消費者教育の推進に関する基本的な方針は、消費者教育の推進に関する法律第9条に基づき定められています。

基本的な方針では消費者教育推進の意義、基本的な方向に関する事項、消費者教育の推進の内容等が記載されており、こちらの基本的な方針を踏まえて、法律の第10条によれば、都道府県や市町村が消費者教育推進計画を作成する努力義務を負うことになっています。

また、市町村の消費者教育推進計画については、基本的な方針と、都道府県が消費者教育推進計画を策定している場合はその内容を踏まえて、策定することとなっています。

なお、千葉県は現在消費者教育推進計画の策定を進めている途中であり、現在策定されておりませんので、千葉市消費者教育推進計画については、基本的な方針を踏まえて作成することになります。

基本的な方針は、誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供し効果的に推進することを掲げており、その手段としては国・地方、行政・民間、消費者自身の支援・育成や、担い手間の連携や情報共有の促進等が考えられます

また、なぜ消費者教育を推進しなければならないかということですが、主な理由としては経済社会の変化が原因です。グローバル化・高度情報化・高齢化により、消費者被害が多様化、複雑化していることや、大量生産・大量消費・大量廃棄が常日頃行われ、結果として多重債務や開発途上国に関する問題、環境破壊問題が発生するなど、消費行動を課題とする問題が現れています。

このような状況の中、私たち行政はルールの整備や厳格な法執行、消費者支援・救済施

策の充実に努めていますが、それだけでは、被害や課題全てに対応することができないため、消費者の方自身が、ルールを知り、被害を防ぐための努力や、持続可能な消費の実践、消費者の社会的役割について理解する必要があります。このため、被害に遭わない消費者、合理的意思決定のできる消費者の育成やよりよい市場、よりよい社会の発展に積極的に関与する消費者の育成など、消費者教育が重要となってきます。

次に、消費者教育を推進するにあたっての対象等についてご説明します。

まず、消費者教育の対象領域については、基本的な方針では4つの領域について述べています。

消費者市民社会の構築に関する領域では、消費行動が環境や経済、社会等幅広い分野に影響すること等を理解することがその内容となります。

商品等やサービスの安全に関する領域とは、購入にあたって安全なものを買うことや、万一購入した商品等で事故等が発生した場合に、事業者に対して適切な対応を求めるという安全で危険の少ないくらしと消費者社会を作ることなどが含まれます。

生活の管理と契約に関する領域は、自分の生活を設計する力を身に付けることや、悪質商法等に陥らないための契約とそのルールの理解などがその対象となります。

情報とメディアに関する領域では、高度情報化社会を生き抜くための情報収集や、ルール、情報モラルの理解などが含まれます。

また、その他に消費生活に関連する教育として、環境教育等が挙げられています。これは、地球環境を守っていくための環境保全活動等が消費生活にとっても重要であるためです。また、食に関する教育や国際理解教育、法教育など同様に関連があると考えられています。これらの関連分野と有機的に連携していくことが、消費者教育の推進にとっても非常に有益だと考えられています。また、このような領域に関して、幼少期から高齢者までの様々な世代の消費者に対して消費者教育を進めていくことが重要です。

消費者教育の推進の内容は3つの視点から検討する必要があります。学校や地域社会、職域などすべての人が関わる様々な場所での推進や、教職員、民生委員等の地域福祉に関わる方、事業者や消費者など担い手となる人材の育成・活用、その他に、消費者教育を進めるために必要な教材の作成や活用、調査研究などが挙げられます。

3つの視点から考えると、消費者教育の内容として、消費者教育に携わる行政の各部局間での連携、高齢者・障害者等、社会的弱者に対する効果的な情報提供方法等の開発、消費者教育の拠点としての消費生活センターの機能強化などが挙げられます。

次に資料1に基づき、千葉市の消費者施策について説明します。

千葉市の消費者施策については、千葉市消費生活条例に定める7つの消費者の権利の確立及び消費者の自立の支援を目的として進められています。

消費者教育を含む消費者施策については、28年度までは第2次千葉市消費生活基本計画に基づきまして、消費生活センターをはじめとする21の消費者行政担当課により進められています。詳細については、前回の審議会でもご説明しましたので、今回は消費者教

育に関連するものについて、ご説明したいと思います。

まず、7つの消費者の権利ですが、これは消費者基本法などに基づき、消費生活条例に定められています。特に消費者教育に関わるものとしては、5番目の「消費生活を自立して営む上で必要な知識について学習し、及び教育を受ける機会が提供される権利」と、6番目の「消費生活を営む上で必要な情報を適切かつ迅速に知ることができる権利」、7番目の「自らの意見が消費者施策に十分に反映される権利」を挙げることができます。

7つの権利を元に、第2次消費生活基本計画では基本的方向を定め、さらにその下に課題、分類を設定しています。消費者教育が強く関係する項目はそのうちのいくつかですが、その他全ての基本的方向に、消費者教育に関する施策が含まれています。ゆえに消費者教育がこういうところからも、消費者施策を進める上で、重要な位置を占めているといえます。

消費者教育に関する個別の施策については、【参考1】の平成25年度事業実績に基づき説明します。

例えば「基本的方向1消費生活の安全・安心の確保－課題（3）事業者に対する指導－分類①法令順守のための啓発、指導」では、事業者向けのパンフレットの配布や、相談業務のあっせん等における指導等が消費者教育にあたる施策と考えられます。

「基本的方向2消費者被害の防止及び救済－課題（1）消費者被害の防止－①情報提供の推進、②地域、関係団体等との連携」ではそれぞれの地域等に出向き実施する、くらしの巡回講座や、社会福祉協議会やあんしんケアセンターとの連携による巡回講座の開催や区民まつりでの啓発活動が消費者教育にあたります。

「基本的方向3消費者の年齢その他の特性に対する配慮－課題1高齢者、障害者、若年者に対する支援－②若年者に対する支援」では、関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーンにおけるポスター・リーフレットの配布や、小学校・中学校との連携による講座の開催にあたります。

「基本的方向4消費者の自立支援」では受講者の年齢層に応じた消費生活講座の開催や、教育委員会との連携による小学校・中学校の家庭科の指導用資料・障害者向けDVDの作成配付、自治会のごみ減量・集団回収に対する補助、環境フェスティバルの開催、市立小中学校から6校ずつ環境学習モデル校を指定し、環境学習を進めていることなどがあたります。

また、「基本的方向5複雑多様化する社会への対応」としては、高齢者向けのスマートフォン講座を実施し、消費者教育を進めています。

このように、千葉市ではすでに、様々な分野において消費者教育を進めています。また、消費者教育の担う役割は、市民一人ひとりが、自ら考え、行動する「自立した消費者」になることを支援することと考えており、推進しているところです。千葉市における消費者教育施策の現況については、以上となります。

(部会長)

ただ今事務局より説明がありましたが、消費者教育の推進に関する法律の施行及び消費者教育の推進に関する基本的な方針の閣議決定により、基本方針と、県の消費者教育推進計画を踏まえ、市町村が消費者教育推進計画を策定について努力義務を負うが、現在、県の消費者教育推進計画については策定中の状況とのことです。このような状況を踏まえ7月に市長の諮問があり、本部会で千葉県消費者教育推進計画を審議することとなっているところでございます。

本日は千葉県消費者教育推進計画の大筋について審議し、次回部会において計画の詳細について審議を行います。

今までの事務局の説明で質問のある方はいらっしゃいますか。

(委員)

先ほどの説明で触れていた第2次千葉県消費生活基本計画に基づく平成25年度事業実績ですが、実績の評価方法について教えてください。

(事務局)

「計画通りに達成できた」ものをA、「実施し、ほぼ計画どおりに達成できた」ものをBとして評価しています。

巡回講座は、前年度よりも講座の実施回数が増えていることから、Aとして評価されています。

(委員)

様々な分野で、消費者教育が行われていることがよくわかりました。

私は大学にいますので、その観点から感想を言わせてもらえると、消費者教育は例えば理科といった、学校の教科と連動して進めることが可能であり、またそれが効果的ではないかと思います。

千葉市の教育現場での位置付けは、通常の教科としての扱いなのか、それとも課外学習といった特別な扱いなのか教えてください。

(部会長)

本日は、委員の中に小中学校の校長会の方もいらっしゃるのですが、当事者としての意見を委員の方にお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

日本全体としては、学校で消費者教育を受けた方と、受けていない方が混在している状況の中で、消費者教育を受けることが社会生活を営む上で、子どもや社会にとって良い影

響を与えるのではないかという意見が多いからこそ、こういう会議が開催されているのだと思います。

少し質問とずれてしまうかもしれませんが、私の所属する小学校では昨年度開催された消費者教育フェスタにおいて消費者教育に関する授業を公開した時に、保護者にアンケートを実施しており、350人ほどから回答をいただきました。回答は様々な世代からいただきましたが、消費者教育を受けたことがあると回答した方は少数であり、ほとんどの方はテレビから知識を得ていると答えていました。しかし、本当は家庭科で家計管理の授業がある等、学校で消費生活に関して多くのことを学んでいるはずですが、学校教育としての課題として考えると、児童生徒が自分の勉強していることが消費生活につながっていることを認識させることが重要であり、そうでないと、大人になって消費生活に関する問題に直面したときに、行動に結びつかないと思います。現在の学習指導要領はおそらく、学んだことの実践化といいますか、学んだことが消費生活につながっているという視点から作られていると思います。

(委員)

私も専門的な立場から申し上げますと、先ほどの委員の発言のとおり、家庭科教育では、実生活でどのように役立てていくかということが課題となっており、消費者市民社会の構築や、消費生活の安全や生活の管理、契約といった内容は教科書にも含まれていますが、現場でその点について十分に触れられていないという実情はあると思います。

また、社会の授業においても環境問題等に触れており、学校教育の中身に消費者教育が含まれていることは間違いありません。技術でも自然との循環に関する内容がありますので、それぞれの教科が有機的に連携することが、消費者市民社会の構築にかなり有効な手法であると思いますが、うまくできていないということを実感しています。

(部会長)

ありがとうございました。他にご意見はございますか。

(事務局)

ただ今ご意見をいただいた、学校教育における消費者教育については、本日お配りした消費者レベルステップアップカレンダー2015（以下「カレンダー」と言う。）の4月に、「自立した消費者になるために学校で消費生活を学ぼう」ということで、掲載しております。

小学校の家庭科については、指導用資料として、買い物の仕方等が学べる紙芝居を作成しており、中学校の家庭科ではネット通販のトラブルを学ぶための指導用資料を作成しております。

消費者教育は学習指導要領上、家庭科のほかに、社会においても触れられており、今年

はある中学校の社会の授業で消費者教育に着目し、契約に関する授業が実施されています。

また、高校の政治経済や公民の中でも消費者教育を学ぶことになっております。

(部会長)

それでは、「消費者施策の現況について」についてはあらかじめ意見が出たようですので、次の議題「消費者教育推進計画の骨子及びスケジュール」に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

消費者教育は様々な世代の方を対象としており、総合的な教育を実施していく必要があります。

私どもとしては他分野にわたる消費者教育を充実させていくことが不可欠であると考えております。

先ほど消費生活基本計画における消費者教育を説明した際には、環境教育については触れましたが、その他の分野の教育については、進めるべき教育として整理されておりましたので、その推進の状況をお示しすることができませんでした。食育・情報教育・国際理解教育などは消費者教育の一部として進めていく必要があると考えております。

また、担い手の育成・支援については、各課がそれぞれの行政目的の下、進めている事業において補助金の支出等で団体の支援を行っておりますが、消費者教育推進計画上も項目を立てて、体系的に進めていきたいと思っております。担い手となる消費者、自治会、民生委員、事業者団体、消費者団体等、様々な方を支援していくことが重要だと思っております。

それでは資料2により説明したいと思います。

まず、計画期間ですが、平成27年度から28年度までの2年間を考えております。現在、第2次消費生活基本計画が28年までとなっておりますので、2つの計画の終期を合わせたいと考えております。そして、29年度以降は、消費生活基本計画と消費者教育推進計画を一本の計画に統合し、消費生活に関する施策を体系的に進めていきたいと思っております。

また、消費者教育推進計画は消費生活基本計画の下位計画としての位置付けを行います。従来の基本計画の枠に収まらない施策については、消費生活基本計画に準じて進めていきます。

では、施策の具体的な柱となります、消費者教育推進計画の中身について説明します。

まず、消費者教育推進計画として、課題を4つ掲げています。消費生活センターが中心となって実施する「消費者被害防止のための教育」、消費生活センター以外の課が主となる「自立した消費者になるための教育」、その他に「事業者及び事業所への教育」「担い手の育成・支援」です。

それぞれの課題に含まれる内容については、カレンダーを使って説明して行きたいと思

います。カレンダーは千葉市が行っている消費者教育の施策を12の視点に基づいて紹介するものです。

まず、課題1の「消費者被害の防止のための教育」の施策としては、1月に掲載されている、消費生活センターの実施しているくらしの巡回講座があたります。くらしの巡回講座は、市民の要望に応じて、消費生活相談員が地域の集まりや学校にお邪魔して講座を行うものです。

また、カレンダーの4月でも、中学校の家庭科において行われている指導用資料を用いたネット通販によるトラブルの授業や消費生活センターが作成する悪質商法を学ぶためのDVDなどが掲載されていますが、このような授業も子どもたちの消費者教育や消費者被害の防止に役立つものです。

他にも、現在自立した消費者になるための教育に関する、消費生活講座で実施している悪質商法に関する講座の実施や、警察との連携による詐欺や悪質商法に関する講演会の開催もあたります。

また、分類にある教育と啓発活動の違いですが、教育は研修・講座・講演会などが該当し、啓発活動としては、消費生活センターの機能周知のためのイベント等での啓発資料の配布や、消費生活センターが作成する啓発紙「いずみ」の配布がそれに当たります。

また、先ほどお話しした指導用資料が学校で使いやすくなるような環境づくりも教育の一環となると考えられます。

次に課題の2つ目である「自立した消費者になるための教育」ですが、第一に「食に関する教育の推進」が含まれます。カレンダーで言いますと、3月の地産地消に関する取り組みとして触れられている、区役所での朝市開催、学校での春夏ニンジンの生産者出張授業、千葉市産の食材を使った学校給食の実施や千葉市産地産地消シンボルマークによる啓発などが当たります。

その他にも、カレンダーの5月にある、メニューについて栄養成分表示を行うなど、市民の健康を配慮している店舗に関する登録制度である「健康づくり応援店」の事業や、低栄養予防に関する講座の実施、食生活改善推進員に関する事業など、食に関する学びの場に関する事業も食に関する教育として、重要であると思います。

また11月に掲載されているように、動物公園においても、食品ロスに関する活動として、寄付された規格外の野菜をエサの一部として使っています。また、社会福祉協議会が行っている、不要な食品のリサイクルに関する活動も消費者教育に含まれるものだと考えられます。

次に、「情報とメディアに関する教育の促進」ですが、カレンダーの8月号に掲載されている、教育センターが行う「千葉市情報モラルコンテンツ」があたります。これは、インターネットの情報の真偽や、著作権等について、コンテンツを通じて学べるようになっています。

また、高齢者についてはシルバー人材センター等で行っているパソコン教室などがあ

ります。高齢者がパソコンに習熟することで、悪質事業者をインターネットで検索するなどの派生効果が期待できます。

持続可能な開発のための教育の促進として、環境教育と国際理解教育の2種類を挙げました。

環境教育は基本計画にも掲載していますが、その例としては、カレンダーの6月に掲載されている、ちばし環境フェスティバルやふれあい自然観察会への参加等が挙げられます。このようなイベントへの参加により、市民が地球にやさしい生活を考えるようになっていくことが期待できます。

また、カレンダーの10月では、ゴミの削減についてもごみ減量講習会やちばルール加盟店の拡大等についても触れています。

国際理解教育についてはカレンダーの7月に掲載されているように、小学校で行われている英語教育や、市立稲毛高校で実施している国際人を育てるカリキュラム等があたります。こういった教育を経ることで、千葉市の子どもたちが国際社会に貢献できる消費行動に目を向けていくようになっていくと考えられます。

また、毎年2月に開催される千葉市国際ふれあいフェスティバルでは様々な団体が参加しており、開発途上国の情報に触れることができるほか、フェアトレード品の販売等も行われており、このようなお祭りに参加することで、市民が持続可能な消費生活を送るために国際社会に目を向けるようになると思います。

「消費生活の様々な分野における教育の促進」ですが、例えば、計量制度の普及に関する啓発、高校の政治経済の授業、消費生活センターの情報プラザや資料情報コーナーにおける啓発資料の配付や図書の貸出も、この分野における消費者教育の一環になると考えられます。

課題3の「事業者及び事業所への教育」についてですが、カレンダーに掲載した施策はありません。「事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進」の例としては、事業者向けの講座で特に事業者に消費者目線を持たせるような内容のものがこれにあたると思います。

また、「職域における消費者教育の促進」については、職域での消費生活に関する講座の実施や、消費生活センターの機能周知などが当たります。また、職域の定義ですが、これは一般の事業所のほか、千葉市役所も職域の一つと考え、千葉市の職員に対する消費者教育も含まれるものにしようと考えております。これは千葉市職員の消費者被害をなくす目的の他、千葉市職員が消費生活センターを知ることによって、窓口に来た市民や消費生活に関する相談のある方を、適切な相談機関である消費生活センターに誘導することが可能になると考えます。

最後に課題4の「担い手の育成・支援」について説明します。

「関係機関との連携」についてですが、民生委員や警察と連携した消費者教育に関する取り組み等が該当すると思います。

また、「地域団体や事業者等の消費者教育活動支援」としてはカレンダーの9月に掲載されている高齢者の見守り活動に関する補助金やカレンダーの2月に掲載されている防犯アドバイザーや防犯パトロール隊なども該当すると思います。

以上4点を、消費者教育推進計画を進めていく上での柱と考えており、推進していきたいと考えております。

計画策定スケジュールですが、庁内各課から消費者教育に関する施策の選出をお願いし、それがまとまりましたら、2回目の部会で発表させていただきます。

部会での意見を踏まえたのち、3月の消費生活審議会において、市長への答申の内容を固めていただき、答申を行っていただきます。

その後、パブリックコメントを経て、消費者教育推進計画を策定し、来年度の審議会において消費者教育推進計画についてご報告したいと考えております。

(部会長)

ありがとうございました。カレンダーを用いての説明でしたが、今日委員の皆様からいただいた質問や意見、各局等から選出を踏まえ、2月上旬に開催予定の次回部会において消費者教育推進計画を固めていくこととなります。

何かご意見等ございましたら、お願いします。

(委員)

カレンダーは、全市民に配付されているのですか。

(事務局)

カレンダーは自治会を経由して配付する他、自治会に未加入の方については公共施設等で配付しております。

(部会長)

カレンダーはいつごろ配付されますか。

(事務局)

12月15日から自治会の方に配付されます。公共施設等の配付は12月17日からとなります。

(委員)

カレンダーが配られれば、自治会でも意見がでると思うので、部会にて発表したいと思います。

(部会長)

それでは、次回は集約した意見を発表していただければ助かります。また、その前に事務局にご連絡いただいても結構です。

(委員)

カレンダーは学校にも配付されていますか。

(事務局)

学校へも配付予定です。

(委員)

事業者の立場から発言させていただくと、カレンダーの中では農作物について触れていますが、他の工業製品などの一般製品についても、生産から販売までのサイクルをイメージできるようなものがあるとよいと思います。

消費者教育推進計画の「自立した消費者になるための教育」の「消費生活の様々な分野における教育の促進」で少しでも触れていただきたいと思います。

(事務局)

学校の社会科見学などですでに実施しているものもあると思うので、考慮していきたいと思います。

(部会長)

小学校3・4年生が社会科見学でJFEやヤクルトを訪問しているので、そういったものを入れればよいのではないかと思います。

(委員)

事業者も、法律ができるまでは、どちらかと言えば消費者教育というより企業のPRにウェイトを置いて、社会科見学を受け入れていた面があります。企業もその考えを変えて、モノづくりや物の大切さを伝えられるようにしなければならないと考えます。

(事務局)

補足ですが、カレンダーの1月の前のページで、「ちばし消費者応援団」という事業に触れています。これは今年の夏から始めた制度ですが、この制度には、東京ガス(株)千葉支社等、千葉市内の事業者の方にもご参加いただいております。

(委員)

クーリング・オフ等は「消費者被害の防止のための教育」に該当すると思うが、カレンダーでいうとどこに該当しますか。

(事務局)

クーリング・オフについては、カレンダーの3月にクイズとして掲載していますが、詳細に記載したページはありません。実際の事業としてはくらしの巡回講座等で、クーリング・オフについて説明しています。

(委員)

最近は大學生からアンケートを取ると、インターネットのオークション等、クーリング・オフが適用できない事例に巻き込まれる例があり、通信販売、インターネット等については約款をきちんと読むなどの教育も重要ではないかと思えます。クーリング・オフ以外の教育も触れていくとよいと思えます。

(委員)

学校教育の視点から考えると、消費者教育の研究対象は生活のあらゆる領域となっており、学校教育はやはり生活のあらゆる領域を対象にしていると思えます。

消費がもつ影響力や、持続可能な消費の実践、トラブル、情報の収集・処理・発信も当然授業に含まれているはずですが、教員自身も、消費生活を教えている意識が薄いこともあるので、それぞれの教科がうまく連携できず、授業が消費者教育の授業としてうまく機能できていない面もあると思えます。

もしできれば、来年度は学習指導要領について変更はありませんが、教科書は新しいものになり、年間指導計画も現在作成中ですので、各教科の先生方をお願いして、教科ごとに、消費者教育に関わる授業について1枚でも2枚でも資料としてまとめて、各教員に情報の共有を図れたら、消費者教育が学校の教科を通してより一層体系立てて進められるのではないのでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。学校教育における消費者教育は重要と考えておりますが、学校現場が非常に忙しいということも承知しているところですので、学校現場に無理のない形で進められればと思えます。今後、教育委員会と協議を進めていきたいと思えます。

(委員)

ユネスコスクールについて、情報交換はおこなっていますか。

(事務局)

現在、ユネスコスクールについては市立の中学校で1校のみです。指導課にも今後の方向性について確認しております。

(委員)

先ほどご説明いただいた、ちばし消費者応援団の件ですが、企業への周知はどのようになっていますか。

(事務局)

当該案件については公表を行っており、新聞等に掲載されたほか、千葉県に登録されている教育CSR活動を行っている千葉市内の企業に対しても、個別に周知をしていますが、賛同いただいている企業は少ないのが現状です。

(委員)

そういうことであれば、当団体（公益社団法人消費者関連専門家会議）の会員に対して、周知いたします。

(事務局)

ぜひ、よろしくお願いいたします。後程資料をお渡しします。

(部会長)

他に意見はありませんか。なければ、事務局は本日出た意見を踏まえ、庁内各課と調整をしながら、次回部会で具体的な資料をだしていただき、検討できればと思います。

それでは、当部会では消費者教育推進計画の骨子については、事務局案を了承するというところでよろしいでしょうか。

<各委員 異議なし>

(部会長)

それでは、異議なしとのことですので、事務局より再度、スケジュールについて説明をお願いします。

(事務局)

消費者教育推進計画の骨子について、ご了承いただきありがとうございます

これからのスケジュールですが、2月の中旬に部会を開催し、施策についてお示ししたいと考えております。以上です。

(部会長)

それでは次第4「その他」に移ります。事務局から報告事項はありますか。

(事務局)

事務局としては、特に報告事項はありません。

(部会長)

それでは、本日の議事は終了といたします。

進行を事務局に戻します。

(事務局)

これもちまして、千葉市消費生活審議会平成26年度第1回消費者教育推進部会を終了いたします。ありがとうございました。